

利 用 料 金 表（医療保険適用） 1/2

R1. 12. 1 適用

1. 訪問看護基本療養費

			週3日目まで 1日に付き	週4日目以降 1日に付き
①	基本療養費（Ⅰ）	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550 円	6,550 円
		准看護師	5,050 円	6,050 円
		緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	12,850 円（月1回を限度）	
②	基本療養費（Ⅱ） 【施設への訪問】 （※1）	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780 円	3,280 円
		准看護師	2,530 円	3,030 円
		緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	12,850 円（月1回を限度）	
③	基本療養費（Ⅲ）	外泊中の訪問看護に対し算定（※2）	8,500 円	

※1 同一建物内の複数（3人以上）の利用者に同一日に訪問した場合

※2 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

2. 訪問看護管理療養費

①	月の初日（イ～ロのいずれか）	イ. 機能強化型訪問看護療養費1	12,530 円
		ロ. 機能強化型訪問看護療養費2	9,500 円
		ハ. 機能強化型訪問看護療養費3	8,470 円
		ニ. イからハまで以外の場合	7,440 円
②	2日目以降	1日に付き	3,000 円

3. 加算など（対象の方のみ）

①	緊急訪問看護加算	1日に付き	2,650 円
②	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500 円
		1日3回以上	8,000 円
③	長時間訪問看護加算	90分を超える場合（対象者は※1）	5,200 円
④	24時間対応体制加算	月1回 *利用者の希望により	6,400 円
⑤	退院時共同指導加算	月1回まで（※2※3※4は月2回まで）	8,000 円
⑥	特別管理指導加算（⑤に上乗せ）	対象者は※2※3	2,000 円
⑦	退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000 円
⑧	在宅患者連携指導加算	月1回	3,000 円
⑨	在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回	2,000 円
⑩	特別管理加算	月1回（対象者は※2）	5,000 円
		月1回（対象者は※3）	2,500 円
⑪	情報提供療養費	月1回	1,500 円
⑫	ターミナルケア療養費	1回	25,000 円
⑬	乳幼児加算（6歳未満）	1日に付き	1,500 円
⑮	複数名訪問看護加算	看護師等の場合 ※5	4,500 円
		准看護師の場合	3,800 円
⑯	夜間・早朝・深夜訪問看護加算	早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)	2,100 円
		深夜(22:00~6:00)	4,200 円

※ 自己負担は、上記料金の1割～3割のご負担となります。

※ 公費制度・医療費助成制度 等が適用されます。

利 用 料 金 表（医療保険適用） 2/2

R1. 12. 1 適用

4. その他（医療保険適用外）

交 通 費	事業所より半径 4 km以内	負担なし
交 通 費	事業所より半径 4 km以上	訪問 1 回に付き 200 円

営 業 日	90 分を超える訪問看護料	長時間訪問看護加算対象者以外の方	1,300 円 / 30 分
営業日外	60 分を超える訪問看護料	長時間訪問看護加算対象者以外の方	1,300 円 / 30 分

営業日外	盆・ 年末年始	当該日は終日 3500 円 / 時 ※盆休（8/14・8/15）、年末年始（12/30～1/3）
------	------------	---

※ 1 時間を超えた場合は 1,300 円 / 30 分を加算する

死後の処置料	20,000 円 + 処置材料費
--------	------------------

開示にかかる手数料	開 示 方 法	利 用 料
	閲覧（立ち会い）	2,000 円（1 件あたり）
	閲覧（口頭による説明付き立ち会い）	3,000 円（1 件あたり）
	複写の提供	20 円（1 枚につき）
	電子媒体による記録の場合	20 円（1 枚につき）

- ※ 1
- 1) 特別な管理を必要とする方（※ 2 ※ 3）・・・ 1 回 / 週
 - 2) 15 歳未満の超重症児・準超重症児・・・ 3 回 / 週
 - 3) 15 歳未満の小児であって、特別な管理を必要とする方（※ 2 ※ 3）・・・ 3 回 / 週
 - 4) 特別訪問看護指示期間の方・・・ 1 回 / 週
- ※ 2
- 1) 悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師より指導管理を受けている状態にある方
 - 2) 気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※ 3
- 1) 自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法
自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛・肺高血圧症患者
上記で医師より指導管理を受けている状態にある方
 - 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方
 - 3) 重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方
 - 4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方
- ※ 4 看護師等（看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）
- ※ 5 厚生労働大臣が定める疾病等
- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
 - ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨多系統萎縮症
 - ⑩パーキンソン病関連疾患 ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病
 - ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰頸髄損傷
 - ⑱慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑲後天性免疫不全症候群 ⑳人工呼吸器を使用している状態